

千葉県建築士会優良建築物表彰規程

第1条 千葉県建築士会（以下「本会」という。）は、会員の資質の向上に寄与するため、この規程に基づき、各支部の推薦した作品に対し、表彰状ならびに記念品を贈呈する。

第2条 表彰を受けることができる者は、本会会員とする。

第3条 各支部の審査及び表彰の基準は支部毎に定めて良いが、次の事項は各士会共通のものとする。

- (1) 審査を行う建築物は
 - (イ) 全ての建築物とする。
 - (ロ) 竣工後2年以内のものとする。
- (2) 審査に必要な書類は
 - (イ) 優良建築物推薦書（PC処理されたもの）
 - (ロ) 建築概要書（構造、階数、用途、延べ面積、竣工年月日等）
 - (ハ) 透視図または写真（デジタル化されたもの）

第4条 各支部は、優良作品1点を本会に推薦することができる。

2. 100名以上の支部は100名単位を超えるごとに1作品追加推薦することができる。

第5条 本会理事会は、各支部の推薦作品の中から最優秀作品1点を関東甲信越建築士会ブロック会優良建築物表彰へ推薦する。

第6条 表彰は、最優秀作品1点、優秀作品1点、会長特別賞1点に対し、各賞に応じた賞状及び記念品を贈る。

第7条 優秀作品を選考するために、優良建築物表彰審査委員会を設置する。

2. 審査委員会は千葉県建築士会常任理事で構成する。

第8条 千葉県優良建築物表彰の審査は、12月開催の本会理事会での投票結果に基づき決定する。

附 則 この規程は、平成30年9月11日から施行する。

優良建築物推薦書

令和 年 月 日

千葉県建築士会優良建築物表彰規程第4条に基づき推薦致します。

千葉県建築士会 支部

支部長

名 称 所在地	(用途)		
氏 名 連絡先名称	連絡先 — —		
構 造	造	敷地面積	m^2
地上 階数 地下	階 階	建築面積 延べ面積	m^2 m^2
工 期	自 . . 至 . .	建築工事費	百万円
竣工年月日	年 月 日		
確認年月日番号	年 月 日		番号 号
検査済証年月日番号	年 月 日		番号 号
(推薦理由)			